

不足額給付Ⅱ 申請要件確認フローチャート

スタート

令和7年1月1日時点で鶴岡市に住民票がある。

いいえ

鶴岡市では給付の対象になりません。令和7年1月1日時点で住民票がある自治体にご確認ください。

はい

令和5年分、6年分共に合計所得金額が1,805万円以下である。

いいえ

不足額給付Ⅱの対象になりません。※ただし、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の場合で、所得税の減税しきれない額がある場合は、不足額給付Ⅰの対象となる可能性があります。

はい

令和6年分の合計所得金額が48万円を超える。

いいえ

自身が事業専従者である。（青色、白色）

★税務署で受付したことがわかる事業主の確定申告書、収支内訳書又は青色申告決算書の写しの提出が必要です。

はい

いいえ

不足額給付Ⅱの対象になりません。

令和6年分の確定申告（または住民税の申告）をしない。
※所得税が発生しない又は変動がない（確定申告義務がない）場合は、確定申告ではなく市役所での住民税申告が必要です。

はい（申告していない、給与の方は年末調整のみ）

いいえ（申告した）

定額減税前の所得税額が0円である。

★確定申告の場合は、申告書第1表㊸が0円となっている。税務署で受付したことがわかる、確定申告書控えの写しの提出が必要です。

いいえ

（本人または扶養親族として定額減税の適用を受けている、もしくは低所得者世帯向け給付の対象となっているため。）

いいえ

源泉徴収票に記載の源泉徴収税額が0円である。

はい

いいえ

源泉徴収票の摘要欄に「減税控除済額」の記載がない。

はい

はい

いいえ

令和6年度個人住民税所得割額が0円（定額減税前）かつ、税制上の扶養親族として減税の対象になっていない。

いいえ

令和6年度個人住民税において、扶養親族として定額減税の対象となっている。

いいえ

※減税しきれない額がある場合は、不足額給付Ⅰの対象となる可能性があります。

いいえ

当初調整給付の支給対象ではない。
（減税しきれない額がない）

はい

扶養者が、当初調整給付金を受給していない。
（減税しきれない額がない）

いいえ

いいえ

低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員ではない。
★令和5年度物価高騰対策支援給付金（非課税世帯7万円、均等割世帯10万円）、令和6年度物価高騰対策支援給付金（非課税世帯10万円、均等割世帯10万円）の対象でないことが必要です。

はい

低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員ではない。
★令和5年度物価高騰対策支援給付金（非課税世帯7万円、均等割世帯10万円）、令和6年度物価高騰対策支援給付金（非課税世帯10万円、均等割世帯10万円）の対象でないことが必要です。

いいえ

不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります

ホームページに掲載している申請書で申請をしてください。

※ただし、令和6年度個人住民税において扶養親族として定額減税の適用を受けている方は、所得税分の3万円の給付になります。

不足額給付Ⅱの対象になりません。

（本人または扶養親族として定額減税の適用を受けている、もしくは低所得者世帯向け給付の対象となっているため。）

※減税しきれない額がある場合は、不足額給付Ⅰの対象となる可能性があります。